

特定医療法人 隆源会

南ひだ せせらぎ病院 施設基準

令和6年10月1日現在

当院は厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。

平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣が定める掲示事項」は、下記のとおりです。

[入院基本料に関する事項]

1. 当院の精神科一般病棟（15対1入院基本料・「2・3階病棟」）では、1日に19人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8時30分から17時まで、看護職員1人当たりの受持数は15人以内です。
 - ・ 17時から翌8時30分まで、看護職員1人当たりの受持数は24人以内です。
 - ・ 7時30分から8時30分及び17時から18時30分までの時間帯は、看護及び、食事等身の回りのお世話をさせていただく病棟職員（看護師、准看護師、看護補助者）が2階病棟3名、3階病棟4名勤務しています。
2. 当院の認知症治療病棟（「ほほえみ病棟」）では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8時30分から17時まで、看護職員1人当たりの受持数は7人以内です。看護補助者の受持数は12人以内です。
 - ・ 17時から翌8時30分、病棟職員1人当たりの受持数は16人以内です。
 - ・ 17時から18時30分時までの時間帯は、看護及び、食事等身の回りのお世話をさせていただく病棟職員（看護師、准看護師、看護補助者）4人が勤務しています。

[入院診療計画、院内感染対策、医療安全管理体制について]

- ・ 当院は、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に書面にてお知らせしています。また、厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

[個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書]の発行について]

- ・ 当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月より、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負

担のない方についても、希望される方については、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行を希望される方は、会計窓口にご旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出下さい。

[東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項]

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

精神病棟入院基本料 15対1入院基本料 (2・3階病棟)

看護配置加算

看護補助加算 1

認知症治療病棟入院料 1 (「ほほえみ」病棟)

認知症夜間対応加算

精神科作業療法

医療保護入院料等診療料

精神科救急搬送患者地域連携受入加算

精神科身体合併症管理加算

療養環境加算 (精神科2・3階病棟)

精神科デイケア (小規模なもの)

精神科ショートケア (小規模なもの)

精神科退院時共同指導料2

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

入院ベースアップ評価料16

2. 当院は、入院時食事療養費(I)、の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については18時以降)、適温で提供しています。

3. その他の届出

・ 酸素単価

・ 向精神薬の多剤投与に関する事項

[特定療養費に関する事項]

・ 特別室利用料金

認知症病棟 13号 14号 15A号 15B号
使用料金（1日に付き） 2,200円（税込）

[付添看護]

患者様の負担による付添看護は認められません。

[保険外負担に関する事項]

・ 業務委託料（1日100円 税込）

・ 自動車使用料

精神科訪問看護、往診、入院患者様の他施設への送迎等については、当院から目的地までの往復距離により下表のとおり請求いたします。

距離	金額（税込）
10km 未満	500 円
10km～20km 未満	750 円
20km～30km 未満	1,000 円
30km～40km 未満	1,250 円
40km～50km 未満	1,500 円
以後 10km を超えるごとに	250 円を加算

・ 各種文書料について

別表のとおりとなります。

[その他]

当院ではケアサポートセット（CSセット）を導入しています。

日額定額制のレンタルで日用品、紙オムツ、洗濯等をご利用いただけます。

南ひだ せせらぎ病院長

指定医療機関届出事項

当院は下記の指定医療機関である旨の届出を行っています。

1. 障害者自立支援法第 60 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号）第 19 条の 8 の規定による指定病院
3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号）第 33 条の 7 第 1 項の規定による応急入院指定病院
4. 労働者災保障施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 11 条第 1 項の規定による労災保険指定医療機関
5. 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関
6. 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」第 16 条第 2 項の規定に基づく指定通院医療機関

令和 4 年 2 月 1 日

院長